

第53号議案

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年6月20日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和３年中野区条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１９条、第３０条及び第３８条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第４８条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第５８条、第６６条第１項第６号、第７７条第１項ただし書及び第８５条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第９２条第１項中「厚生労働省組織規則（平成１３年厚生労働省令第１号）第６２２条」を「こども家庭庁組織規則（令和５年内閣府令第３８号）第１６条」に改め、同条第２項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。